

審 議 結 果

次の審議会を下記のとおり開催した。

審議会等名称

神奈川県児童福祉審議会社会環境部会

開催日時

令和8年2月5日（木）14時から15時30分

開催場所

県庁新庁舎8階 議会第1会議室

出席者

いそもと 桂太郎	神奈川県議会議員【委員長】
小川 雅嗣	神奈川県公立中学校長会副会長
岸 真介	神奈川県青少年指導員連絡協議会副会長
佐藤 大輔	神奈川県社会福祉協議会施設部会
関守 麻紀子	神奈川県弁護士会弁護士
渡邊 一弘	専修大学教授【部会長】

審議経過

○渡邊部会長

それではここからは私の方で会議を進めていきたいと思っております。本日の出席委員は6名で、児童福祉審議会の規則の定めるところの定足数を満たしております。皆様どうぞよろしくお願いいたします。

本日は傍聴希望者はありませんでした。

それでは、これより議事に入らせていただきます。本日の議題については、お手元の次第にございますように、協議事項として、「令和7年度神奈川県児童福祉審議会優良図書の推薦について」及び「有害興行（映画）の指定について」がございます。

神奈川県情報公開条例に基づき、本部会においては優良図書の推薦にあたっての個々の選考過程の部分については、非公開とさせていただきます。

それでは、協議事項（1）「令和7年度神奈川県児童福祉審議会優良図書の推薦について」に移りたいと思っております。児童福祉審議会規則第8条におきまして、当部会は、「芸能、出版物、玩具、遊戯等の推薦に関する事項」を分掌することとされております。

この規定に基づき、本日は、「優良図書」を推薦したいと考えております。

それでは、事務局から資料の説明をお願いします。

○事務局

（「資料1、2、3、4」により事務局から説明）

○事務局

伝達事項として、事務取扱要領では県の児童福祉審議会優良文化財推薦の要件として、原則として「こども家庭審議会推薦文化財以外の文化財」であり、かつ、児童の健全育成に資するもの

と期待できる文化財を対象とすることとしていますが、例外として、こども家庭審議会の推薦図書であっても、

- (1)文化財が神奈川県固有のもの
- (2)文化財が児童の健全育成の観点から神奈川県と関係があると認められること
- (3)文化財の公開等が特に神奈川県において行われることを目的とするもの
- (4)社会環境部会に属する委員「部会委員」が特に必要と認めるもの

これらのいずれかの要件に該当する場合は、本審議会においても重ねて推薦の対象とする、とされています。

今回は、資料1の一覧表の13番、ポプラ社の「たんぽぽはひとがすき」について、こども家庭審議会の児童福祉文化財の推薦図書となっております。

こども家庭審議会の推薦図書であり、予備調査報告書の要件該当性では、事務取扱要領3ただし書に該当する可能性について、該当なしとなっておりますが、委員の皆様が特に推薦が必要と認めるものかどうか、ご審議いただければと思います。

また、資料1の一覧表の31番、銀の鈴社の「イワンの馬鹿 トルストイ民話集（全7作品）」については、1993年に発行した本を底本とし、子どもが読みやすいように、難解な言葉に注釈をつけるなどした上で、2025年に復刊発行したのとなっております。

資料4「優良図書推薦手続き等にかかる留意事項について」では、これまで長年にわたる優良図書の審議や推薦事務の中で整理されてきた内容がまとめられています。3の発行時期において、「推薦候補図書の初版発行の時期は、情報提供の依頼の時点を基準として、その前年の1月以降」としておりますが、復刊発行した図書の推薦可否について、ご審議いただければと思います。

○渡邊部会長

ありがとうございます。審議の前に、今ご説明いただきました資料4、前年1月以降のところ長年積み重ねてきて築かれた基準ということが整理されたものというところに、「3 発行時期、推薦候補図書の初版発行の時期は、情報提供の依頼の時点を基準として、その前年の1月以降」とありますが、こちらについては、どのような考えで設定されたのかご説明いただけますでしょうか。

○事務局

優良図書の時期的なものについて、幅広くとってしまうと数多の歴史的な図書も含めて対象になってしまいますので、そこは毎年審議会の方で優良図書の推薦についてご審議いただいている中で、ある程度最近のものといえますか、新しいものを基準とするというところで定められたものでございます。

ただ、一方で過去の1993年の本を底本として、注釈等を増やしてオリジナルを復刊したという、かなり特殊な販売形態かと思われますので、現状の資料4の留意事項では、該当しないというところですが、今回、委員の皆様にご審議いただきまして、これからこういった形の本に対して、新しくアップデートしたものとしてお認めいただいたならば、それを逆に留意事項の中に加えるということになるとと思いますので、そこをご判断いただければと思います。

○渡邊部会長

一覧表の31番「イワンの馬鹿 トルストイ民話集（全7作品）」の取り扱いについて、後程審議をさせていただきます。資料4の発行時期の基準については、今ご説明いただいたような理由から設定されてきたものについて、改めてご審議いただくということでございます。

ここから一時間程度を目安に、15時10分から15分くらいを目安に閲覧の時間とさせていただきます

ます。

○岸委員

1点よろしいでしょうか。優良図書に何度か関わっていて、いろんな形でやっていてスルーしてしまったことがあるのですが、そもそも、こども家庭審議会の推薦図書については以前対象外だったと思いますが、私が試読する中に13番「たんぼぼはひとがすき」が入っていて、そこと今回審議するものとの違いについて手短にご教示いただけたらと思います。

○事務局

簡単に申し上げますと、国でもって既に優良図書として表彰されている、お墨付き与えられているものでございます。説明が重複しますが資料3の3（推薦の要件）の中で、国で表彰されている、推薦されている図書に、県として重ねて推薦するかどうかの要件として、4つの要件を要領上定めさせていただいております。1、2、3の要件は県の独自性があるか、国が表彰しているが県固有のもの、県にとって重要である、県出身の著者であるなど県との縁があるものを対象とするものです。ただ、そういったものがなくても、国と県で重ね掛けすることに価値があると委員の皆様にご判断いただくというのが要件の4になりまして、委員が認めれば国の表彰に重ねて推薦が可能という規定になっております。

よって、今回ご審議いただく中で、平たく言うと、これは良い本であるということならば、県として重ねて推薦するに相応しいと判断いただいたならば、優良図書の推薦が可能であるということですので。

○岸委員

今までは、推薦対象から抜かされていたような、対象としなかった記憶があるのですが。

○事務局

申し訳ございません。そこについては去年ご説明した際に、これまで長らく解釈を誤っておりまして、2年前までは逆の説明というか、委員の皆様のご審議に抛らないという解釈をしてしまっていて、今回改めて事務要領の規程を確認した際に、おかしかったというか、当然そういうことではなく、委員の皆様のご判断によって覆すことは可能であるということが、そもそもの事務要領であったということです。大変申し訳ございません。改めて、そういう観点からよろしくお願いたします。

○渡邊部会長

新しい歴史を築いていくということですね。これから1時間程、15時15分頃を目安に閲覧の時間とさせていただきたいと思います。皆様よろしくお願いたします。

（1回目試読 20分）

○事務局

20分経過しました。

○事務局

それでは、試読2回目をお願いいたします。

（2回目試読 20分）

○事務局

20分経過しました。試読をおやめください。

○事務局

それでは、ただいまから第3回目、20分間よろしく願いいたします。こちらに本を全部まとめておりますので、特に13番「たんぼぼはひとがすき」、31番「イワンの馬鹿 トルストイ民話集（全7作品）」について、試読されていない委員はご確認いただければと思います。

（3回目試読 20分）

【審議結果】

「令和7年度神奈川県児童福祉審議会推薦優良図書について」は、神奈川県児童福祉審議会要領に基づき調査審議が行われ、37作品の候補図書を優良図書として推薦することが決定された。

○渡邊部会長

推薦者には、この後、委員長名で結果を通知していきたいと思っておりますので、御承知おきください。皆様ありがとうございました。

続きまして、協議事項（2）「有害興行（映画）の指定について」事務局から説明をお願いします。

○事務局

（「資料5」により説明）

○渡邊部会長

この報告事項について、御質問等ございますか。

○各委員

（特に意見なし）

○渡邊部会長

ありがとうございました。以上で、予定した議事は終了しましたが、他に何かございましたら御発言をお願いします。

○事務局

それでは、参考資料をご覧ください。第2回社会環境部会の際に御質問いただいた利用カードの実態について、御報告をさせていただきたいと思っております。利用カードの実態については冒頭のところに記載してございます。次に利用カードの販売状況でございますが、県内で57件の販売店としての届出がなされています。ヒアリングを行ったところ、月に2、3枚程度、極少数ではありますが売れていると、購入者の年代は50代から60代の方で昔から買われている方が今も買われていると考えております。

カードの詳細は資料の後ろの方に実際の事例も載せてございますが、インターネットを介したものが現在主流のようございまして、購入してURLを入れてホームページに行き、会員登録と料金

の先払いを兼ねるという形で、ツーショットダイヤル業者を通じて女性と会話ができる、風営法の一形態でございます。

資料2枚目に関連する法規の抜粋を載せておりますが、無店舗型電話異性紹介営業は風営法で定義されておりました、それを受けまして、青少年保護育成条例の定義では風営法に基づき利用カードを定義しております。利用カードについては当然ですが青少年に対して販売を禁止する規定を設けておりました、利用カードの販売の届出に関しましては県知事に届け出ると条例第23条に規定しております。冒頭でご説明しました利用カードの販売状況はこの届出をいただいた数ということになります。

ご質問の趣旨は利用カードの販売はまだあるか、実態はどうかということだったかと思いますが、それについては資料にまとめた通りでございます。

○渡邊部会長

ただいまの報告について、ご質問等はいかがでしょう。

○各委員

(特に質問なし)

○渡邊部会長

販売の実態がある以上、条例の規制対象として残しておく必要があるということとなりますね。ありがとうございます。幹事の方はいかがですか。

○事務局

(特になし)

○渡邊部会長

最後に次年度の日程ですが、事務局ではいつごろをお考えでございましょうか。

○事務局

次年度の日程について、委員の皆様の任期が令和8年7月31日までとなっております、部会の開催は本日が今期最後となっております。次回の日程につきましては、委員の改選後、9月から10月頃を予定しております。日程の調整も委員の改選後、改めてお願いする予定となっております。

○渡邊部会長

ありがとうございます。それではこれで、本日の神奈川県児童福祉審議会社会環境部会を終了します。長時間にわたるご協議、大変お疲れ様でした。

以上